

令和6年3月21日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和6年3月21日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時49分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	浮 田 康 宏
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	大 八 木 勉
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

(1) 議決事項

- 議案第14号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について
議案第15号 墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について
議案第16号 墨田区教育委員会事務局文書専決規程の一部改正について
議案第17号 墨田区立図書館条例施行規則の一部改正について
議案第18号 令和6年度学校医等の委嘱について
議案第19号 令和7年度使用墨田区立中学校教科用図書採択の方針について

(2) 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について
- 第2 「墨田区学校改築基本方針」の策定について
- 第3 令和5年度就学相談委員会における審議判定結果について
- 第4 令和7年度自閉症・情緒障害等特別支援学級の設置（準備事務）について

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岡田委員にお願いします。なお、小山委員からは、本日の定例会を欠席する旨の申出がありました。定足数は満たしていますので、教育委員会を進行します。本日の日程ですが、議案第18号については、人事案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第18号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・資料番号【14-1～14-2】

議案第14号「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

岡田委員 改正の趣旨について、今回4歳児クラスを編成しないということと、この改正はどのようにつながっているのでしょうか。定員は、上限数という理解だと、規定をそのまま残しておいても矛盾しないのではないのでしょうか。

学務課長 確かに定員は残しておいて、規則は改正しないという手法もあります。過去に、曳舟幼稚園が令和4年度末で閉園した際には、今回と同様に規則上の定員の項目を削除するという手法を取ったので、今回も、同じ手法としました。

岡田委員 分かりました。

教育長 ほかにございますか。

（質疑なし）

教育長 それでは、議案第14号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第2・・・資料番号【15-1～15-2】

議案第15号「墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

（質疑なし）

教育長 では、議案第15号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございま

せんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第3・・・資料番号【16-1～16-2】

議案第16号「墨田区教育委員会事務局文書専決規程の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第16号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第4・・・資料番号【17-1～17-2】

議案第17号「墨田区立図書館条例施行規則の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第17号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第5・・・資料番号【19-1～19-3】

議案第19号「令和7年度使用墨田区立中学校教科用図書採択の方針について」、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第19号は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-2】

報告事項第1「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

岡田委員 桜堤中に設置されるチャレンジクラスⅠ組の内容について、例えば校内スモールス

テップなどと比較して、こういうところが違うというような説明をお願いします。

指導室長 4月から開校するチャレンジクラスI組について、校内スモールステップルームと一番大きな違いは、教育課程に基づいて教員が指導を行うことで、スモールステップルームは支援員が見守るという形でしたが、今回のチャレンジクラスI組は教員がつきますので、教育課程に基づいて教科指導を行います。授業時数については、大体3分の2くらいを目安にしています。中学校は1,015時間ですので、約660時間程度での学習指導を予定しています。各教科指導を行いますし、学年ごとに分けて指導できるものと、不登校の生徒が対象なので、前の学年、もしかすると小学校課程などに戻りながらの指導となりますので、学年合同で指導するというようなことも行う予定です。

また、例えば、数学の時間には数学の教員がメインで指導を行いますが、このチャレンジクラスI組の担当をしている国語の教員や社会科の教員なども、サポート体制で支援を個別に行いますので、非常に充実した個別指導を行うことができます。

また、もう一つ違う点は、学籍が桜堤中学校の生徒となります。ですので、他の中学校に通っている生徒の場合には、転校とります。

これから校長と調整をしていかなければなりません。例えば入学式や卒業式についても、当然、桜堤中学校で行います。また、様々な行事も桜堤中学校の行事に参加するという形ですが、どのような形で参加できるかというところを現在調整しています。

岡田委員 先ほど、授業時数は概ね1,015時間のうちの3分の2を目安にしていると説明がありましたが、残りの3分の1は授業を受けないのですか。

指導室長 はい。時間割としては、通常の学級の1時間目と、最後の時間、例えば6時間目などが無い形で生活時程を組んでいます。

これには大きな理由が二つあります。一つは生活スタイルです。今まで不登校の生徒たちなので、規則的な生活習慣を少し緩やかな形で取っていきこうということです。もう一つは、桜堤中学校の通常学級の子と同じ時間帯に登下校をすることに抵抗がある生徒もいるため、多少時間帯をずらすということが理由としてあります。

ただ、授業時数は3分の2ですが、子どもの数が少ないので、個別指導が充実しています。その分、学習指導の内容としては、質が非常に高く、個に応じた授業スタイルで進めていくことができれば、と考えています。

阿部委員 すみだバーチャルサポートルームは、全部で38アカウントを付与しており、うち7名しか参加していないと説明がありました。参加の仕方について、イメージとしては何かクラスのようなものがあり、何時からバーチャルサポートルームへ登校するという形なのか、全く自由に思いついたときに参加するのか、どのような形なのでしょうか。

指導室長 現在、本区では、月曜日から木曜日までの午後1時から4時まで開設をしています。ですから、この時間帯に入っていきことになります。直接個々の子どもたちとは入れている、入っていないなどの聞き取りまでは出来ていませんが、ログイン方法や入り方に抵抗があるのかもしれない。また、時間を限定しているので、逆に限定していることでうまく入りづらいという子がいるのかもしれない。ただ、時間帯を限定することで、関われる機会を多くしていきたいというところがあります。

実際に参加している7人の中には、定期的に入ってきている子もいますので、その子たちは

その子同士でバーチャルの中で会話をしたり、また、そこに東京都の職員も交えながら、複数人で会話をしたりということも、実際には行われているのが現状です。

阿部委員 学年は、中学生や小学生など、ばらばらですね。関係なしに、お互いに友達ということですね。

指導室長 そうです。バーチャルサポートルームへ入る際には、学校名、名前、学年などは一切言わなくて大丈夫なように、自分で名前を作って入ることができます。

阿部委員 自分の名前をつかって入るのですね。これがスモールステップルームか何かにつながっていくと良いと思います。そこからステップアップするというようなつながりは難しいのですか。

指導室長 バーチャルサポートルームは、どこもつながっていなかった子たちに、まずはバーチャルでほかの人と関わる機会を作りたいということです。

一方で、スモールステップルームに通えている子は、家から出ることが出来ており、ほかの子と既に関わることが出来ている子たちです。ほかの子と関わるという点で、スモールステップルームの方にメリットがあると思います。来年度は、バーチャルサポートルームをより一層活用できるように、工夫改善していきたいと思います。

阿部委員 スモールステップルームに通うきっかけになるといいですね。

教育長 先程、岡田委員が質問した、桜堤中学校のチャレンジクラスについてです。教育課程に乗っ取って指導を行うとすると、教員が3人しかいませんが、各教科の指導はどのように行うのですか。

指導室長 教員は5人います。

教育長 5人でも全教科が揃いませんが、どのように行うのですか。

指導室長 通常学級で指導している教員も、チャレンジクラスの授業を掛け持ちます。各教科の指導は、全て教員が行えるように調整をしています。

教育長 教員の持ち授業時間数には上限が設定されていますが、その点については問題ないのでしょうか。家庭科等の教科では対応可能かと思われそうですが、数学などの教科では厳しい状況が予想されます。その点についてはどのように対処する予定でしょうか。

指導室長 現状、教員の持ち授業時間数はぎりぎりの状態にあります。ただし、2週間に1回程度の頻度であれば、年間を通じての調整が可能です。その範囲内で調整を図り、校長から教員に対して適切な対応を指示してまいります。

教育長 教科によって異なりますが、教員の持ち授業時間数の上限は22時間から24時間と定められています。数学や国語などの教科では、持ち授業時間数がぎりぎりの状態になることが予想されますが、そのような場合、講師の補充などの措置は講じられるのでしょうか。

指導室長 規定で、講師の補充の場合には、区で補充しないとはいけません。都からは講師の補充は出来ません。

教育長 都から講師の補充が出来ないというのは、区費で補充するということですか。

指導室長 はい。チャレンジクラスに配置される教員は、基本的に国数英理社の5教科の教員を充てています。持ち授業時間数に比較的余裕がある実技教科の方を、通常学級で指導している教員にチャレンジクラスでも指導してもらいます。そして持ち授業時間数がオーバーしないように調整をしていきます。

教育長 要するに、数学など時数が多くなるような教科は、5人の教員で行い、それ以外の芸術教科などは通常学級の教員が指導しているということですか。

指導室長 はい。

教育長 だから、教科の指導はきちんと出来るということですね。

指導室長 その通りです。

教育長 分かりました。ほかにありますか。

岡田委員 チャレンジクラスのターゲット層は、どのような子ですか。長期欠席が続いているような子ですか。合計11人のチャレンジクラスの生徒はどのように選定していますか。

指導室長 基本は、30日以上不登校になっている子が対象です。ただ、全ての子にそう入りなさいと言っているわけではありません。学校や環境が変われば行きたいという、学校へ行くこと自体には抵抗がないが、今在籍している学校へ行くのは抵抗があるお子さんが一定数いますので、そういうお子さんやご家庭が申し込んでいます。

希望する理由としては、生活時程に比較的余裕がある点に魅力を感じている方や、今の在籍している学校や学級に入るのは抵抗があるが、学校へは行きたいと思っているということなどを挙げていることが多いです。

岡田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1~2-32】

「墨田区学校改築基本方針」の策定について」、学校改築計画担当が説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1~3-2】

「令和5年度就学相談委員会における審議・判定結果について」、学務課長が説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第4・・・資料番号【資料4】

「令和7年度自閉症・情緒障害等特別支援学級の設置（準備事務）について」、学務課長が説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

岡田委員 自閉症・情緒障害等特別支援学級を、教える先生は、専任の先生を充てるのですか。

指導室長 都の定数に応じて、開設する学級数に応じて教員が配置されます。

岡田委員 ここに通う子供たちはここだけに通うのですか。それとも、通常の学級に通いつつ、ここに通うのですか。

指導室長 基本的には、この情緒固定学級で生活しています。

岡田委員 そこで全部のことを教わるのですか。

指導室長 はい。ただし、学習の内容や程度によっては、通常の学級と合同で取り組む可能性はありますが、基本はこの情緒学級で全部実施します。

岡田委員 先ほどのチャレンジクラスではないですが、通常の学級の先生が掛け持ちでこの子どもたちを教えているということはありませんか。

指導室長 それはありません。

岡田委員 先生たちからは、発達障害の子たちが一定数増えているという話を聞きます。このような学級を担当する先生は、特別な教育を受けたり、何か素養があったりするのでしょうか。

指導室長 基本的には、特別支援や情緒障害教育の研修を受けています。資格を持っていれば、本人の希望で優先的に指導に当たってもらうように異動や配置をしますが、実際にはそうではない方も、この学級に異動する場合があります。

先ほどの教員について、基本的に小学校は情緒障害教育の先生方が担当できます。一方で、中学校は教科担任制のため、場合によっては、時間講師などに追加で指導のお願いをしてもらう可能性があります。

教育長 東京都は、特別な免許などを一切持っていなくても採用される仕組みになっています。それは法律の附則で、当分の間は普通免許状でも良い、という規定があるからです。だから、必ずしもここに配置される先生は、特別支援学級の免許状を持っている人ではありません。逆に、特別支援学校についても、例えば普通免許状で小学校、中学校に受かった人がそちらに回されることもあります。沖縄県などは、資格を持っていることが条件ですが、東京は条件ではありません。そのため、なかなか人が集まらないので、特別支援学級の免許状を持っている割合が上がってきません。教員になってから今まで通常の学級を担当していた教員が、発達障害の子どもたちを指導できるというのは、研修やOJTの実施によって、対応できるような形になっているからです。制度的には、そこまで専門性がある人は入ってこないということです。

岡田委員 今度新しくこのような学級が出来ると、今まで情緒通級でフォローしていた子どもたちにとっては、どのようなことが期待できるのでしょうか。

指導室長 今までは週に1時間、2時間という限られた時間の中で授業を行っていましたが、この情緒学級が固定でできることによって、子どもたちの特性に応じた授業を行うことができます。教科指導や、それに併せたコミュニケーションの取り方、感情のコントロールの仕方など、授業をしながら、併せて指導ができるというメリットがあります。常にコミュニケーションの面も前提にしながら、学校生活を送っていくことができます。

教員の配置については、未知数な部分がありますが、例えば、現在実施している学びの教室や、特別支援教室で既に指導に当たっている教員の中からヒアリングをして、情緒固定学級を希望していたり、興味があったり、そういうところでの指導が発揮できる教員がいれば、声を掛けたりしながら考えていきたいと思います。

教育長 特別支援教室の子たちは、教科指導はやらないのですね。

指導室長 教科指導はやらないです。

岡田委員 墨田区は、都内で何番目に設置したのですか。

学務課長 資料の4番に他区の状況がございます。既に他区では、小学校が7区、中学校が9区が設置しています。

教育長 学級数はそこまで多くないのですか。

学務課長 はい。一つの学校に2学級から3学級程度です。

教育長 固定学級の設置については、保護者が納得いくように説明をしていく必要があります。

ほかの区の視察などもお願いします。

学務課長 はい。現在、近隣の葛飾区の視察などを行っています。

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第18号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さんまたは事務局で何かございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることになりますので、傍聴人の方は係員の指示に従って退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。

教育長 それでは、教育委員会秘密会を開会します。

議決事項 5・・・資料番号【18-1～18-3】

議案第18号「令和6年度学校医等の委嘱について」を上程し、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第18号は原案どおり委嘱することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり委嘱することにします。秘密会はこれをもって終了とします。秘密会はこれをもって終了とします。傍聴人がいれば入室させてください。